

宇城圏域市町障害者相談支援事業業務委託に係る複数選定公募型プロポーザル実施要領
(再公募)

令和8年2月18日

1 目的

宇城圏域市町障害者相談支援事業業務委託（以下「本業務」という。）について、業務の実施にあたっては、専門的な知識や経験、利用者への深い理解が求められ、価格ではなく、事業者の実績、人員体制及びサービス内容などを総合的に評価することで、質の高いサービス提供が見込める事業者を選定する必要があることから、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結するため、公募型プロポーザル方式により複数の受託候補事業者を選定するもの。

2 業務の概要

(1) 業務名称

宇城圏域市町障害者相談支援事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「宇城圏域市町障害者相談支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間の契約とする。

(4) 業務場所

宇土市、宇城市、美里町（以下圏域市町という）内

3 選定予定数及び上限額

2者程度とし、1事業所あたり5,000,000円（消費税含）/年を上限額とする。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 圏域市町において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 圏域市町の事業者であって、市町・県民税、固定資産税を滞納していないこと。
- (4) 圏域市町において競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 圏域市町の条例に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (6) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、本業務の適正な契約の履行が確保される者であること。

5 審査及び選定

参加申し出をする際は下記「公募開始から受託候補事業者選定までのスケジュール」を参考に期限までに必要書類を提出すること。

公募開始から受託候補事業者選定までのスケジュール

	期 日 (予定)	書 類
公募開始	令和8年2月19日(木)	
参加申出兼誓約書提出期限	令和8年2月27日(金) 17時まで	様式1
質問受付期限	令和8年2月27日(金) 17時まで	様式2
質問回答期限	令和8年3月3日(火) 17時まで	
提案書提出期限	令和8年3月11日(水) 17時まで	様式3
一次(書類)審査結果通知	令和8年3月13日(金)	
二次(プレゼンテーション) 審査実施日	令和8年3月18日(水)	
受託候補事業者決定	令和8年3月19日(木)	
契約締結日	令和8年3月中	

※スケジュールについては、変更となる場合がある。

審査は一次審査で書類審査後、二次審査でプレゼンテーションによる審査を行い、評価点の高い順位から受託候補者として選定する。

尚、本公募への参加申し込みが2者以下であった場合、一次(書類)審査の結果をもって受託候補事業者を決定し、二次(プレゼンテーション)審査を省略することがある。但し、その場合において、内容の確認が必要な場合は書面等による聞き取りを行う場合がある。

6 契約の締結

本プロポーザルは受託候補者を選定するもので、選定された事業者と必ず契約することを約束するものではなく、受託候補者選定後、提案内容について契約上限金額の範囲内で再度協議し、双方合意のもと契約締結を行う。

7 提出先及び提出方法

参加申出書兼誓約書(様式1)については紙1部又はデータでの提出、質問書(様式2)はデータでの提出、提案書(様式3)(添付資料を含む)のみ紙媒体を3部、期限までに下記担当宛提出すること。

紙媒体の提出方法は持参の他、郵送等も可能だが下記担当まで連絡の上、期限までに必着のこと。

住所	861-4492 下益城郡美里町三和 420 番地
宛先	美里町役場 福祉課 障がい・生活支援係 担当：本住
Tel	0 9 6 4 - 4 7 - 1 1 1 6
Mail	Motozumi-tetsuya@town.kumamoto-misato.lg.jp

8 その他

- (1) プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の変更、追加、差し替えは認めない。
- (4) 宇城圏域市町は、提出された書類について、各市町の条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。
- (5) 提出された書類について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (6) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意書式）を提出すること。
- (7) 虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (8) 本事業については各年度の予算議決を前提条件とするもので、翌年度の予算が議決されない場合、又は予算額が変更された場合には、契約の変更・中止が生じる可能性がある。